

## 議会のあり方等検討特別委員会議事概要

開催日：平成20年4月28日

場 所：第1委員会室

**竹井委員長：** 連休はさまの28日でありますけれども、特別委員会の開催をお願いしました。松上議員は、定例監査のため欠席でございます。たいへんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本年3月に当委員会が設置されまして、初めての委員会ということですが、設置期間については、明示がございませんので最大いっても改選までですが、そんなに長い期間ではございません。これから最低1年から1年半のスケジュールを頭に入れながら、今日皆さんに進め方を含め、ご提案申し上げますので、これからの特別委員会の方向性や進め方、そしていろいろな手法についてご議論願って、次回から本格的な委員会としての活動ができるよう議事を進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

まず、最初は大井議長から発言を求められておりますので、大井議長よろしくお願いいたします。

**大井議長：** 皆さん、おはようございます。議会のあり方等検討特別委員会の開催に当たりまして、私から本件を議会運営委員会へ諮問させていただき、この3月議会で議決をいただきました。一言発言させていただきたいと存じます。

皆さんご承知のとおり、政府の第28次地方制度調査会の答申におきまして示されました「議会のあり方」を受けまして、平成18年6月には地方自治法が一部改正をされ、議会の機能強化が図られたところです。

この法改正を契機といたしまして、議会改革を進める根拠や方向性を明確に住民に示し、各自治体におきまして議会改革の流れが一気に強まっております。全国的には、議員自身の行動の拠り所とするため、また議会の活性化を目的といたしまして、三重県や伊賀市、四日市市におきましては、議会基本条例や自治基本条例が議員提案により制定されるに至っているところでございます。

こうした情勢や住民の意向などを踏まえまして、本市におきましても、議会の活性化と地方分権の時代に適応した市議会を目指し、諸施策の調査研究をお願いしたところでございます。どうか、徹底的な議論と検討をお願いしたいと思います。

**竹井委員長：** ただ今、議長から議会のあり方等検討特別委員会の設置の背景と目的について説明がございましたが、これからお手元の事項書に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

## 議会のあり方等検討特別委員会事項書

日時：平成 20 年 4 月 28 日

午前 10 時から

場所：第 1 委員会室

- 1 検討テーマ及び検討期間について（議会運営委員会で例示されたテーマ）
  - ① 議会基本条例の制定に向けた検討について
  - ② 地方自治法改正に伴う条例・規則等の見直しについて
  - ③ 市の審議会、委員会等への議員の参加について
  - ④ 議員定数について
  - ⑤ その他
- 2 審査・検討の順序等について
- 3 審査・検討の方法について
- 4 特別委員会の運営方法について
  - ① 会議録を順次議会HPで公開し、委員会の傍聴を基本的に全て許可する。
  - ② 適時、先進地視察を実施する。
  - ③ 適時、専門的知見を有する専門家を講師に招き、講演会・勉強会などを開催する。
  - ④ 審査の効率化を図るため、会議のまとめ、審査事項などの事前周知を図る。
  - ⑤ 概ね特別委員会の開催は、当面は1ヶ月に1回程度する。
  - ⑥ 市民参画（議会基本条例）について
- 5 関連経費の予算化等について
- 6 事務局体制について
- 7 その他

全部で、その他を入れて 7 点用意させていただきましたが、まず、一番の検討テーマ及び検討期間については、審査・検討の順序というものも関連してきますので大きな一番、二番をまとめて、私のほうから少しご提案させていただきます、委員の方からのご意見をちょうだいしたいと思います。

まず、今回議会のあり方等検討特別委員会に対して、議会運営委員会で例示されたテーマとしては、ここに掲げましたその他を含めて 5 点で、議会基本条例の制定に向けた検討、それから、地方自治法改正に伴う条例・規則等の見直し、市の審議会、委員会等への議員の参加、議員定数、その他が例示されております。これらをどのような手順で審査・検討していくのかということについてご議論願うわけですが、この前、正・副委員長と事務局とで議論させていただいて、最も根幹をなすのが一番目のテーマではないかということで、一番の議会基本条例の制定を軸に、この委員会を進められないかというふうに考えております。

お手元の「地方自治法の一部改正について」を急遽事務局に資料として出すように指示しましたので、日付が入っておりません。4月28日提出と右肩のほうにメモしていただくとありがたいと思います。地方自治法の一部改正については、大きく 4 点あり、今議論になっておりますのは、(3)の議員の複数常任委員会への所属というところで、議会運営委員会でも話題になりました。これらの地方自治法の改正に伴う問題、市の審議会・委員会等への議員の参加の問題、そして最後には議員定数についても結局は、議会基本条例を検討する中で、網羅をしていくのではないかということから、まず、軸を議会基本条例に置いて、その時々②、③、④の問題について議論を重ねていってはどうかと考えます。ひとつずつ分けて議論をやっても結局、最後にたどり着くのは議会基本条例に何を入れ込むのかという議論になりますので、そんな事務の流れのほうで議論ともしやすいし、皆さん方もご提案しやすいのではないかとことを正・副委員長と事務局との間で検討いたしました。私からどうですかと諮るのは申しわけないのですが、その他を入れまして五つのテーマのうち、特に一番大きなテーマである議会基本条例を、先行して議論していただき、その中で②、③、④の問題それぞれが絡みながら肉付けをしていくという方法をご提案したいと思います。これに関して各委員の皆様から意見を賜りたいと存じます。順次よろしければご発言をお願いします。

(発言者なし。)

今のような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、大きなテーマを一番の議会基本条例の制定ということとして、その中に当然、地方自治法の改正にともなう問題があれば、その議論もする。それから審議会・委員会への議員の参加の議論、これも今、いろいろ場面場面で参加しないケースもだいぶ増えておまして、これもある程度、議会基本条例の議論の中で整理し、あまりケースバイケースでなく、議会のあり方として検討していく。それから議員定数についても合併協議会からのいろんな流れで、議員定数も決まりました。議会運営委員会でも例示さ

れておりますけれども、次の改選を見据えて、定数を増やすことはありませんので、現状維持か削減かという議論になりますが、これもご議論を願うということにしたいと思っております。

それとその他で1点、私のほうから事務局の機能という問題、事務局機能の強化、今回1名職員を増やしていただきましたけれども、三重県の議会基本条例を見ますと「議会事務局」という項目もありますので、事務局機能についても私のほうから一点付け加えていただきたいと思いますと考えております。やはり、ここが強くないと私たちの手足という表現はおかしいですけど、いわば頭と手足としてやってもらうため、事務局機能というのにも一点追加していただきたいというふうに考えます。

ご意見ございませんでしたけれども、正・副委員長の進め方ということでご提案させていただきました議会基本条例を軸に、残りの問題も合わせて相互に検討しながら進めるということで、一番の項を確認させていただきます。

それから、期間の問題についてですが、冒頭の挨拶でもふれましたが、いつまでに議会基本条例を制定していくのかという問題です。これも私のほうから投げかけますと、まちづくり基本条例、これがどうも来年の4月に施行されるということで、急ピッチで、今作業が進んでいます。私は、まちづくり基本条例と議会基本条例とはセットのものというふうに理解しております。そうなりますと一番早い段階では3月定例会への上程ということになります。もう、一年を切っておりますが、来年3月を一つの目途にするのか。今後、3月を目途に置きながら議論を深めていって、若干遅れるかもしれません。毎月一回の委員会開催では、間に合わないことも考えられます。ぜひ、ご意見をいただきたい。何としても来年3月に間に合わせて、まちづくり基本条例とセットで行くのか。あるいは少々時間をかけて、若干遅れてもいいのか、この辺の意見をいただきたい。

宮村委員

**宮村委員：**私の家の近くに「考える会（まちづくりの基本を定める条例）」のメンバーが二人おまして、一人は、条例の制定には、最終的に議会の議決、承認が必要であることから非常に議会を意識してみえます。それから、市長、副市長の「考える会」における話は、議員というのを重きにおいております。そういった面からいきますと、私は大事な議会基本条例は半年ではできないと思っております。ただうわべだけすうっと先進市を視察するとか、他市の条例をホームページから引っ張り出すだけでよいとは思えません。各自自治体みなそれぞれ違いますので、最低でも1年は必要と思います。

**竹井委員長：**水野委員どうぞ。

**水野委員：**検討期間の問題については、やり方に関係がある。他市においては、議会基本条例制定の前段として、例えば、市民アンケートとか市民との対話の場を設けるとか、そういうこともやっております。そうしたスケジュール、日程、その結果を見て、どういう要領で作るのかということになってくる。いつ頃に検討を終結させるという一つの目標を立てないと市民アンケートをするにしても市民との懇談会を開くにしても計画が

立ちにくいだろうというふうに思います。

精力的にまちづくり基本条例の検討がなされている中、議会としてもじっとしているというわけにもいかない面もある。先程、1年ぐらいはかかるということで、来年の3月を目途とのことであるが、ほぼ1年間あるので、一部の積み残しがあっても考え方は、その基本の中に入っていきますので、私は1年ぐらいかけて基本条例をまとめていき、その中で抽象的な表現として、条例の中に審議会・委員会への議員の参加などが出てくるのではないかと思います。

それと議員定数の問題については、議会運営委員会として提起しておりましたのは、平成22年10月に第2回の市議会議員の選挙が行われます。やはり1年ぐらい前には議員定数を決めてやらないといかんのではないかと。準備とか後援会活動とか考えますと、平成21年の10月ぐらいまでに、この定数問題については結論を得たほうがいいのではないかと、どうなるかわかりませんがそんな感じで提起いたしました。それはそれとして議員定数は、議会基本条例に数字として出てくるわけではありませんので、横にらみにはなりますけれども、私は議会基本条例の制定については来年の3月ぐらいまでに、1年かけてまとめてはどうか。そう忙しいことにはならないと思います。

**竹井委員長：** 他にございませんか。池田委員

**池田委員：** 私も水野議員と同じような考え方があります。今、まちづくり基本条例が制定されようとしており、けっこう議会はどうなんだという声があっちこちから耳に入ってくる中、議会基本条例の制定については、出遅れている感がありますが、先進地においては、それぞれの特色というものを持った議会基本条例ができあがっていますので、そういう事例を参考としていけば、来年の3月にまちづくり基本条例と同時に制定できると思います。そのような方向で、この委員会として努力すべきで、そのために委員会の開催回数が増えるのか、夜なべになるのかわかりませんが、そういう流れの中で、先進地の事例などもお示しいただきながら亀山市の特色を織り交ぜて議会の方向性を決めて行くように特別委員会を進めていってほしいと思います。

**竹井委員長：** 鈴木委員

**鈴木委員：** まちづくり基本条例、今一生懸命作ってみえますが、その中でも議会のあり方という書き込みも当然あるわけであります。大切なのはせつかくこの議会のあり方等検討特別委員会を設立したという中で、市民から議員に対する非常に厳しいというか充実した議会を求められており、議員自らが今、こういうものを作るんだということを十分まちづくり基本条例策定のグループにも伝え、自らが作っていくんだということを主張することが非常に大切であると思います。そういう意味では、まちづくり基本条例の策定と時期的にどうかということは別にして、内容的に議会のあり方等検討特別委員会が議会のあり方を自ら作るという位置づけを、まちづくり基本条例の中にも書き込んでいただくような関係も委員長始め、皆さんで作っていただきたいというのが私の願いです。

**竹井委員長：** 他によろしいですか。だいたいご意見をちょうだいいたしますと、1年ぐらいが一つの期間かなと、そうなると来年3月定例会に間に合うか、間に合わないか微妙なところですけども、私としてはとりあえず目途をまちづくり基本条例の議会上程に合わせるぐらいのところに置いて、間に合わなければ伸ばすと。ただ、目途を最初からあまり先に置いておくとスピードも上がってこないのじゃないかということもあります。半年ぐらい動かして見ないと、どの辺にまとまっていくのかということも見えて来ませんが、だいたい一年ぐらいかけたらどうかという声も多くあり、一つの目途としては来年3月定例会に上程できるよう進めさせていただきたいと思います。考えながら途中、途中でご意見をちょうだいして、要は相談するということは遅れるということで、6月定例会、9月定例会とそれぞれに提出する時期がわかっておりますので、そこそこの段階で相談させていただきます。遅れてもだいたい半年かなというふうに考えております。一旦、結論としては、一年間ぐらいの協議ということで来年の3月を目途に協議を進めると。ただし、やってみないとわからないところもありますので、状況に応じては、再度調整もありということで、結論めいた話にはなっていないかもしれませんが目途としては3月ということにさせていただきたいと思います。

先ほど鈴木委員が申しおりましたまちづくり基本条例の中に議会関係のことはぜんぜんうたわれないと思います。だからこの条例を作らざるを得ないのです。作らないとおかしくなるというところに来ています。要するにまちづくり基本条例の反対側に議会基本条例があるということで、議会にはねられることも想定され、議会に関する議論はできないというイメージを持っていると思います。だから私らが議会基本条例を用意しないとバランスが取れなくなるということだろうと考えております。だから当委員会が動き出せば、行政、事務サイドもいよいよ議会も動いてきたと判断されるんだというふうに考えております。それでご理解をお願いします。中には組み込めないと。

**鈴木委員：** まちづくり基本条例の資料とか発言内容の中に議会のあり方についての書き込みがけっこうあるものですから、どういう位置付けかなと。性格的には委員長おっしゃったとおり、そうあるべきと思います。だから我々としては市民の意見を聴くまでもなく、まず自ら作るんだという姿勢をきっちり位置づけしてほしいということです。

**竹井委員長：** わかりました。それから、先ほど水野委員からご発言ございましたが、議員定数の問題ですね。これは私も水野委員といっしょで、1年前には結論を出さないとまずいだろうと思います。現状維持ですと問題ないですが、仮に削減するという結論になった場合、選挙の一年前の9月議会には提案しないと、やはり混乱を起こすのではないかと考えておりますので、定数に関しましては、来年の9月議会を目途に議論をさせていただきたいと考えております。こういう考え方でよろしいですか。あまり早く結論は出ないだろうと思いますので、議員定数については来年の8月までに結論を出して、必要な措置があれば9月議会に上程をするということをお願いいたしたいと存じます。

それから、②、③については、一番の議会基本条例を検討する中で、いろんなご意見

をちょうだいし、必要なものは入れていくということで、平行して議論するというところをご確認願いたいと思います。それから⑤には、議会事務局の機能というものを1項追加させていただいて、これも議会基本条例の議論の中で、議会のあり方の後ご議論を願いたいと考えております。

それでは、一番の項については、だいたい合意をいただきましたので、大きくは来年3月を目途に、議員定数は来年9月を目途ということで議論を進めさせていただきたいと存じます。

それから、次の項に入らせていただきます。三番目の審査・検討の方法について、これにつきまして、事務局の方から考え方について説明をさせます。

事務局お願いします。

**事務局：** 議会基本条例の制定につきましては、政策立案能力の強化、補強ということが一番重要になってくると考えております。その審査・検討に当たりましては、例えば学識経験者の助言をいただく、またコンサルタント等の専門的知見を活用するなどして、推進していく必要があると考えております。具体的には、特別委員会の審査・検討に当たりまして、事務局のサポート体制に加えまして、適時、学識経験者の助言を仰ぐ、コンサルタントに一部の業務を委託するなど、こういったことで政策立案能力の補強を図っていったらと考えております。

**竹井委員長：** ただ今、事務局長の方から専門的知見を有する方に依頼をしたり、補助的にコンサルタントの活用というふうな提案をさせていただきましたが、これについて、先ほどお配りさせていただきました地方自治法の一部改正でも専門的知見の活用ということが、既にうたわれております。そういうことから議会でも使ってもいいよということでもございまして、今の事務局体制の中で、日頃これだけのボリュームを整理してもらわなければなりません。これもけっこうな作業かなと、我々自身も専門的知見がそうあるわけでもないということで、このような検討を事務局にさせました。これについて、皆さんのほうからのご意見があればちょうだいしたいと思います。

宮村委員。

**宮村委員：** 済んでしまったことは言ってもしかたがないんですけど、だいたい議会の事務局について、部長にも、はっきり言って、重い、軽いという部署がありますが、なぜ今まで議会の事務局長が部長と同等ぐらいの位置づけがされなかったのかという疑問を持っていました。済んでしまったことですのでそれはそれとして、先ほどの運営方法にも書いてありますけれども、現在の事務局の陣容からみますと、先ほどおっしゃっていただいたように専門的な知見の活用は必要だと思います。そして、先進地の視察ですね、この辺でもやっぱり我々委員が動く委員会といたしまして、どしどしと視察もいたしまして、それで足りないところは、学識経験者などの助言をもらう、そういった検討会をしてはとそう思います。今の議会事務局だけでは、気の毒な面があります。

**竹井委員長：** 実は、この提案をしておりますのは、これで確認がされれば、予算を確保

するため、6月補正予算を上げ、謝金であったり、事務の委託みたいなものも発生してまいりますので、ここでオッケーというか、確認がないと事務局も補正予算が上げられません。どれだけの費用かまでは、まだ算出していないと思いますが、必要に応じて大学の先生であったり、若干コンサルティングできるようなところで事務のお手伝いをしてもらうという、今まで議会ではやったことがない、初めてのことです。だいたい総合計画でも、どんなものでもコンサルを使ったり、専門の先生をアドバイザーにしたりする行政と同じ手法を使わせてもらおうかなという発想です。よろしいですか。どういう格好になるか、まだ事務局が調整しておりますので、見えてない部分もいっぱいあるんですけど、一応、この会議でオッケーいただきましたら、それに基づいて予算のほうも組み立てをさせようと考えております。よろしいですか。

(異議なしの声あり。)

はい。ありがとうございます。それでは事務局のほうで、学識経験者、必要に応じていろんな事務作業を手伝ってもらうコンサルに当たってもらっております。コンサル、コンサルと我々文句を言っておりますけれども、頼らざるを得ないところもありますので、必要性があれば委託してもいいと考えており、委員会としてはそれでいいと判断をさせていただきます、それらの予算を事務局から6月補正で上げるように準備をさせていただきます。

それから、四番目の運営方法についてに入らせていただきます。私のほうから提案させていただきます。運営方法につきましては、ここに6項目書かせていただきました。順次、説明をして、ご意見をちょうだいし、確認をお願いしたいと思います。まず①の会議録につきましては、順次、議会のホームページで公開をし、委員会の傍聴については基本的に許可する。これにつきましては、まだ決議いただいておりますが、常任委員会同様、基本的に許可をしたいと考えております。

それから、今、いろんなご意見がありました。適宜、先進地視察を実施させていただくことを考えております。それから合わせまして、同様に先ほどご承認いただきました予算を使いまして、専門的知見を有する専門家を講師に招いたり、また講演会、勉強会などにつきましても時期に合わせて開催させていただこうと考えております。それから、④が一番事務局に負担がかかる場所ですけれども、審査の効率化を図るため、会議のまとめ、審査事項の事前周知というものを、今回はやらせていただきたいと考えております。要は、合併協議会の方法を取り入れたい。合併協議会の委員になられた議員はよくご存じですけれども、審議する事項は、もう前の会議で出ておりますし、次の会議に出ると、前回決まったことが報告されます。ですからそれを繰り返して、月2回やっていたんですけど、委員会で何が決まったのかとか資料がなくなったりとか、結論が出たことを、再度審査するなどごちゃごちゃになって、委員会が進みますと、1年間ではとても間に合わないんで、できるだけ今日の会議のまとめは、次の会議のときに提出をさせていただきます。また、次の日程と議論する事項が出され、次にやることも決

めてしまおうと、合併協議会で用いた方法をとらせていただきたいというふうに考えております。

概ね特別委員会の開催は、当面 1 ヶ月に一回と。定例議会の時でも時間が余っておれば、そういう時間も活用し、最低月に一回は開催する必要があると考えております。

次の市民参画の問題、これから議論を重ねていかなければならないテーマだと考えております。特に議会基本条例の関係なんですけれども、どんな形で市民参画とかパブリックコメントとかいろいろ議会と市民との対話とか、いろんなことが考えられますけれども、先進地の例を見ながらどのタイミングにどんな市民参画を考えるのか、皆さんの議論をいただきたいと考えております。今の段階では頭にはありません。これも進める中で、スケジュールも見えてくるかなと考えております。この⑥のこともありまして、①の会議録をホームページで公開したいというふうに考えております。

普通ですと、本会議のボリュームで会議録の調整に2ヶ月かかるわけですけども、この委員会の議事録を翌月までに作ろうとしますと、相当のスピードで作ってもらうことになってきます。これに関して、コンサルを使おうかなということです。事務局と調整したところでは、一言一句きっちりしたものになると相当時間がかかるだろうと、だから、特に行政との議事録は相当にいいに作っておかないと議決しますので、この委員会は議決する委員会ではございませんので、議論の経過を見るための議事録でいいんです。八掛けというと叱られますが八掛け、九掛け程度の精度で、発言の趣旨さえずれていなければ、そういう議事録でいいのではないかと。議決を要する時には、きちっとした議事録になりますけれども、行政のお金が動くような精度が求められる議事録ではございません。そういうものでしたら事務局としても何とか間に合うというふうなことも聞いておりますので、私としては、そのための予算も取らせていただいて、精度も 100 にはいきませんが 90 とか 85 の精度で、皆さんの発言の趣旨がきちっと伝わる議事録であればいいのではないかと。議事録をホームページで公開いたしますので、皆さん見られます。合併協議会の議事録も委員名付きで全部公開されておりました、いまだに残っており、私も古い資料が見たい時、要は私が何を発言したかですが、ホームページを時々見ます。

(発言者あり。)

私は、この委員会は正式な常任委員会と同じレベルと考えておりますので、全委員の名前も出ささせていただきます。そうしないと秘密会で議論しないといけないので、委員名もオープンにしていきたい。それがあある意味、市民参画あるいは市民参画と同じ効果を生むのではないかとというふうに考えますので、発言に関しては委員名入りで、常任委員会と同じ議事録をとらせていただきたいと考えております。この委員会は、決して後ろ向きの発言はないわけですので、そういう形をお願いしたいと考えます。今日は私の発言多いですけど、次回からは常任委員会同様、皆さんのご意見をちょうだいしながら、その時の結論をきちっとまとめて議事録にうまく載るような形で進めさせていただきます。

す。

今、私のほうから 6 点ほどいろいろお話をさせていただきましたが、大きくは①の問題と⑥の問題がある意味、市民参画とそれから情報公開するというところで、市民のご理解をいただこうという考え方です。それから、あと②、③に関しましては、我々の知識を増やすための作業、それから④につきましては、審査の効率化ということで、できるだけ皆さんに議論に集中していただけるように事務整理を進めていきたいというふうに考えております。イメージとしては合併協議会で用いた手法のイメージで進めたいと。そんなところが私のほうからの事務局と整理した進め方でございます。ご意見がございましたら、是非どうぞ。

森 委員。

**森 淳之祐委員：** ④について、今、事務局の陣容でいけるとしてはありますが、問題ないでしょうか。

**竹井委員長：** 私のほうから答えて申し訳ありませんが、事務局との調整の中で、こういう効率化を図るために、事務の手伝いができるような、特に議事録に関しては委託、今の委託先では難しいので、別に委託を考えようかということです。問題はこの会議のまとめ、審査事項のところですか。この辺はやってみないとわかりませんが、事務局からそれをお願いをしたいとのことで、私からは頼んでありません。ですから、そこで補助が必要であれば予算を取って、どこか委託先を探して、そういう運営ができるように、今、委員長から事務局をお願いしてあります。ここはちょっとやってみないことにはわかりません。ギブアップというふうになるかもしれませんが、考え方としてはこういうことです。事務局も一応それでやるというふうな結論になっております。

**森 淳之祐委員：** 先ほど、宮村委員も審査・検討の方法のところではいいましたが、今、現在の事務局体制は、他市に比べても非常に手薄だと。それにまして、今回の人事異動で、城君が替わり、浦野君も替わり、さらに一名の職員が 6 月まで自治大学へ行っております。私、今まで不満に思っておりましたが、だいたい、行政は議会をなめていると思っています。どこまで議長に相談があったのか知りませんが、議会事務局というのは議長が指揮・監督しているわけですが、ところが人事異動の内容を開いてみたらこんなことで。それでこのような事をして行こうとして、ほんとにええんかいな。委員長さんとしても、そういうところをきちんと実際に見ていただかないと。

**竹井委員長：** 今、森 委員がおっしゃることは、私も似たようなことは感じております。特別委員会が二つできまして、私も委員長をおおせつかり、一年間という短期の検討期間ですので、月に一回は開催しなければならず、かといって市民公開や市民参画ということもないと、議会基本条例を内々で作ったのかと言われる。そうなるとうちもこうしたことを最低やらざる得ないなど。人に頼めるところは予算化をしますが、問題は人に頼めないところ、そこがまだ見えていない。たぶん最初のうちは、正・副委員長と事務局とがいてねいに議論した中で、議論じゃなくて事務の進め方について、調整をし

ていこうと。私は必要なものがあれば、人、物、金は使うべきだというふうな発想です。問題は、金を使ってもやれない部分もありますので、どうしてもやっぱり職員でなければだめだということについては、それによって一年間の検討期間がちょっと延びてくかなという不安がありますけど、もう一遍、事務局と調整して、ある程度決まりましたら、議長も含めて理事者のほうにも必要な場面があれば手伝ってほしいというぐらいは申し入れたいと思います。よく法制担当が議会を手伝うということは聞きますけれども、飯田市でも法制担当がたまたま議会事務局に異動して来たため、議会基本条例もできたと言っていました。この辺、また皆さんのご意見をちょうだいして、ある程度決まってきたら市長のほうに、少し人は借りたいというぐらいは言えるのではないかと考えております。議長と相談をさせていただいて、必要な措置があれば、委員会名でも申し入れができれば考えさせていただきます。

運営方法については、事務局と調整したこの六つのやり方でやらさせていただきます。ただ、森 委員からもご指摘ございましたが審査の効率化と色々なことをテーマアップしたり、まとめたりという作業が一ヶ月間でうまくいくのか。その辺、うまくいかないかもしれませんけれども、できるだけやれるように事務局と調整させていただいて、また、できるだけやれるように事務局には叱咤、激励をしてお願いをしたいと思います。

池田委員。

**池田委員：** こだわるようですけれども、会議録の問題、開かれた議会を目指すための特別委員会なんですけれども、議会基本条例というのは、逆に言うと自分たちの首を自分たちで絞めるような、そういう方向性にもなりかねない中で、開かれたオープンな議論では、言葉を選んで発言していかなければならないなど制約されているような、きゅうくつで、自由という形がなくなる。委員さんの名前を入れるということに対して、二、三の議論をお聞かせ願えたらなと思うんですけれども。

**竹井委員長：** 池田委員からご指摘がありました。私は、委員長として考えたのは、常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会は、みな名前付きで発言が全部でております。自分らで自分らのことを議論するぐらいは、平気で委員名を出してもいいのではないかと。それぐらいのスタンスでものを考えておいても、別に市民から批判を受けるような議論は、ここではないというふうに考えます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**竹井委員長：** 再開させていただきます。先ほど森 委員がおっしゃられた事務局体制の関係については、議長と相談して必要なことがあれば、市長に申し入れをする。それから会議録につきましても基本的に常任委員会と同じような形で公開していくというふうにさせていただきます。よろしいですか。

(発言者なし。)

もう少しですので 1 時間たっておりますが、進めさせていただきます。五番の項に入

らせていただきます。関連経費の予算化については、事務局から説明させます。

**事務局：** 先ほど議論いただきました関連経費の予算化でございますが、6月の補正予算に計上したいと思っております。5月の中旬ぐらいに総務財政部のほうへ補正予算の要求書として提出し、そして予算化を図っていきたくと考えております。まず一点目といたしましては、先ほど議論いただきましたコンサルタントへ業務を委託するための委託料、それから二点目といたしまして、専門家を講師に招いて講演会、勉強会などを開催するための謝金あるいは旅費、三点目といたしまして先進都市視察のための出張旅費、四点目といたしましては会議録、先ほどからの議論からいきますと会議録の概要ということになるかと思いますが、これの作成にかかる反訳委託料、これは反訳業者に委託するか、またはコンサルタントの委託の中へ含めるかどうか、これは事務局と業者のほうとで詰めてさせていただきたいと思っておりますが、要するに会議録の概要版の作成委託料、五点目といたしましては、会議概要を市議会のホームページに掲載するための諸経費、この五点について5月上旬に補正予算の要求書に盛り込んでいきたくと考えております。以上でございます。

**竹井委員長：** ただ今、事務局から関連経費の予算化について、6月定例会に予算化を図ると、委託料、それから謝金、出張旅費、反訳委託料、それからホームページへの掲載の諸経費の5項目、6月で補正予算を提案するとなっておりますが、これについてはよろしゅうございますか。

(はいとの発言あり。)

ただ、この項については、具体的に煮詰まっておりますので、いま事務局のほうで鋭意調整しておりますので、その結果をもって予算額については決定いたしたい。次の会合の時には、だいたい概算このぐらいを要求すると、特別委員会全員が賛成すれば、過半数おりますので通りますので、よろしく願います。

それから、六番目の事務局体制について、これも再度事務局から説明いたさせます。

**事務局：** 事務局体制についてですが、さきほど心配いただくようなご議論もありましたけれども、事務局といたしましては、事務局体制が弱かったから議論が進まなかったということが絶対ないように、一生懸命やらしていただきたいと思っております。

学識経験者、シンクタンク、またコンサルこうしたところに委託できる業務は委託して、少しでも会議が効率よくできるように努力していきたくと思っております。サポート体制につきましては、さきほどご議論いただきましたように一部業者に委託するというところで補強していきたくとこのように考えています。

**竹井委員長：** ただ今、事務局長のほうから一番心配される事務量が多くなりますので、事務局体制、さきほど、ご懸念するご発言がございましたが、一生懸命がんばりたいということでございますし、必要に応じて、先ほどご承認いただきました予算化を含め、取組むということでございます。また、私と服部副委員長とが事務局に適時入りながら、少しその辺の状況も見て、事務局がサポートできるようにやっていきたくと考えており

ます。一、二回動かさないと状況も見えてまいりませんので、また必要に応じてこのへんも相談をさせていただきたいというふうに考えます。

事務局体制についてもよろしゅうございますか。

(発言者なし。)

**竹井委員長：**最後の七番目、その他の項についてに入らせていただきます。私、ちょっと確認するのを忘れておまして、運営方法①の特別委員会の傍聴の許可は基本的に認めたいと、これはどの委員会もそうなっておりますので、そうさせていただきたいと思いますが、特に秘密会にしないとき以外は傍聴許可でよろしゅうございますね。

(はいとの発言あり。)

はい、ありがとうございます。

全ての特別委員会を傍聴許可ということで、もう傍聴について諮ることなく会議は進めさせていただきます。

それから、その他の項で、今、用意してございますが、次回5月の開催の件でございます、誠に申し訳ないんですが、こちらで日程を組まさせていただきました。今一番、進んでいますのは三重県議会でございます、昨年も議会運営委員会で視察にまいりましたが、再度、特別委員会として三重県議会のほうへ、これまでの条例制定の背景とか経緯、それから議員側、事務局側それぞれのご意見をいただくということで、調整をさせていただきました。その結果5月21日、5月はちょうど県議会の役員改選ですので21日がベストで、次が22日というふうに聞いておりますが、皆様方のご予定はいかがかないと思ひまして、諮らせていただきました。21日、数名の欠席はやむを得ませんが、できれば21日に合わせていただきたい。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり。)

議会基本条例については、県それから伊賀市、あと三つ四つ先進地事例もございます。ホームページから条例も取れますので三つ四つ集めて、その一個一個の条例を比較したもの、入っている条項ごとに○、×でその重なっているところ、独自のものが出ると思ひます。そういう一覧表も、次回出してもらうように依頼がしてあります。それから審議会・委員会への議員の参加の資料、古いものしかございませんので、一番の最新版を総務から出させまして、今どんな委員会に議員が参加しているのか、どんな委員会があるのか、そういった最新資料、それから議員定数の各市の状況、その辺も全部取り揃えて、次回提出させていただいて、事務局から説明させようと考えております。そういうことで誠に申しわけないですが21日午前11時から開催をさせていただいて、昼食後に三重県議会へ移動し、三重県議会でも2時間程度、報告と意見交換というふうに考えております。

次回の委員会を5月21日午前11時から開会をいたしまして、県議会を視察するのにさっぱりわかりませんので、各資料の説明をさせていただきます。昼食後、1時前には移動していただきまして、1時半から3時半くらいまで三重県議会を視察ということでお願

いしたいと思います。欠席の委員がお二人お見えになりますが、連絡させていただきま  
す。是非ご予約のほどよろしくお願ひしたいと思います。

よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり。)

今日予定しました事項は、以上でございます。今日議論のあった件につきましては、  
事務局のほうで全部整理をいたしまして、次回の委員会に提出させるようにしますので、  
その時にご確認をお願いします。言ったことと違うことがありましたら困りますので、  
再度ご確認をしてもらおうかと考えております。

それから、先の話で申し訳ありませんが、6月の多分、20日ごろに定例会が終わりま  
すので、できれば6月末ぐらいにもう一度やれないかなというふうに考えております。6  
月のご予定は5月21日にご確認させていただきますが、6月定例会は早く終わりますの  
で、6月後半で、再度開催をしたいと考えております。その辺の日程、この日はダメだ  
というふうなことがあれば、事前に事務局のほうへお知らせ願えればありがたいと思  
います。

以上で、今日議論すべきことは終わりましたが、この際ですのでご発言することござ  
いましたら。

水野委員。

**水野委員：** 一年間でやるということ、ある意味でハードになると思うんですが、議会  
基本条例をまず作るということを中心に進めるというわけですけれども、私たちの知識  
といいますか、そういうものが先に入っていないといけないと思います。今言われまし  
たけれども、県議会の視察や先進地の視察、身近にもあります、また、講演会、勉強会  
というものを先行させ、それで、ある程度よその状況、考え方のベースというものが整  
理されてくると思います。5月の三重県議会はけっこうですけれども、6月はどうするの  
か、あるいは7月はどうするかというようなものも含めて、一つのスケジュール的なもの  
を作ってくださいほうがいいんじゃないかと思います。検討期間の終わりのほうは、  
委員会として審査の集約というものが中心になって、一つの形というものができるわけ  
ですが、もちろんその間には、市民の声を聞く場とか、市民アンケートとかはそういう  
ものをどうするかというものを含めて、予定を立てていただきたいと思いますのでお  
願ひします。

**竹井委員長：** 今、水野委員から少し我々の頭に詰め込むほうを先にしたらどうだとい  
うことですが、それらを予算化して、学識経験者をお願いしようかと。うまく見つかり  
ましたら、その先生を交えて、いろんな議会基本条例についての勉強会も、さっそくやり  
たいと考えております。6月にその辺がやれば一番いいんですけれども、それから前段  
は視察ということも考えまして、後半は、多分事務作業というふうになります。少し助  
走する期間が長いと思いますが、全てのものが初めてですので、9月以降精力的にやら  
なければならないのかなというふうに考えております。また、スケジュール的なものを作

れということですが、もうちょっと時間をいただきまして、ある程度見えて来ましたら、スケジュールのほうも委員会に提案して、皆さんの意見もちょうだいしたいと考えます。とりあえずは、次に何をすることだけは、提出できるようにさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

1時間を超えましたが、今日は進め方の確認だけでしたので、なかなかご意見難しい面もあろうかと思ひます。次回は、三重県議会の視察で、議員側と事務局側から見た議会基本条例について、両方に来てもらっていろんな話をさせていただけるというふうに、今調整しておりますので、ぜひ皆さんからご質問したいこと確認してみたいことございましたらご用意を願って活発な議論ができますようお願いいたします。三重県議会のほうも積極的にサポートはしたいというふうな発言もいただいておりますので、少し我々もやる気のあるところを見せながら、いろんな意味で頼らざるを得ないのではないかなと考へております。

今日は、短い時間なかなかこちらから一方的な発言が多く申し訳なかったですが、次回からはいろんなテーマに基づいて、皆様からご意見をちょうだいしたい。

先に21日に提出予定の条例比較表や条例の内容を先に出せるものは出しときましようか。当日ではなくて事前の一週間ぐらい前に配布できるようにしておきます。それでまた見ていただきまして21日、即議論に入れるようにさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

次回からは、あまり発言しないようにしますので、今日は進め方でしたので、委員長の一方的な進め方で申し訳なかったですが、次回からまたよろしくお願ひしたいと思ひます。本日の会議はこれで閉めさせていただきます。ありがとうございました。